

中央区告示第 二五十四 号

中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例（令和二年六月中央区条例第二十七号）第二条第五号に規定する指定喫煙場所について、次のとおり休止します。

令和八年十月十三日

中央区長 山 本 泰

記



休止する指定喫煙場所

一 指定喫煙場所の名称、所在地及び利用休止期間

指定喫煙場所の名称	所在地	利用休止期間
区立築地川祝橋公園指定喫煙場所	東京都中央区築地一丁目十一番十三号先	令和八年十月十九日午後九時から 令和十八年三月三十一日まで

二 休止する理由

首都高速道路都心環状線（築地川区間）の更新工事により区立築地川祝橋公園が休止となることに伴い、同公園内に設置している指定喫煙場所の供用がなくなるため。